

## パキスタンにおけるテロ対策と関連法制

土屋 恵司

### 【目次】

- I 南アジアにおけるテロリズムとテロ対策の最近の動向
- II パキスタンにおけるテロリズムと政府の対応の現況
- III パキスタンにおけるテロ対策関連国内法令一覧
- IV パキスタンにおけるテロ対策主要項目別関連法令の概要
- V パキスタンにおけるテロ対策の今後の展望

### I 南アジアにおけるテロリズムとテロ対策の最近の動向

南アジアの諸国<sup>(注1)</sup>の多くは、21世紀に入ってからでもテロリズムの脅威の下にある。2001年9月11日に米国本土の中心部で発生し多数の犠牲者を出した9・11テロ事件も、その実行犯の一部がパキスタンやアフガニスタンに拠点を置くイスラム過激派であることが明らかとなった。1990年代前半から米国ではすでに大きなテロ事件が何件も発生しており、テロリズムに対する関心は高まっていたが、9・11テロ事件は、南アジアにおけるテロリズムの脅威がそれ以外の地域にも及ぶという恐怖を改めて世界各国に広げた。さらに、2005年7月のロンドン同時多発テロ事件は、パキスタン系イギリス人が関与していたことから、南アジアにおけるテロリズムに対する国際的関心は一層高まっている。

### パキスタン

パキスタンは、国境を越えて隣国アフガニスタンに入り込むテロリストを支援しているとアフガニスタン政府から非難されている。

9・11事件を契機に、パキスタンは、アメリカの対テロ戦争の同盟国として、アルカイダが拠点を置いているとされる連邦直轄部族地域でテロリスト掃討作戦を展開してきている。また、全土にわたり、テロ組織の取締り、テロリズムの抑止などテロリズム対策を強化している。こうした政府の行動に対するテロ組織や過激派の反発は激しく、政府の要人の暗殺その他の多くのテロ行為が発生したが、そのほとんどについて被害は最小限に抑えられている。

2005年7月にロンドンで発生した同時多発テロ事件は、実行犯がパキスタン系英国人であり、パキスタンに一時滞在してイスラム過激派の思想を鼓吹されたことが明らかとなったことから、英国政府をはじめとする欧米各国からパキスタン政府に対し国内イスラム過激派の規制の強化を求める要求が高まった。パキスタン政府は、それまでのテロ対策を一層強力に実行することを国の内外に約束した。

2005年10月にパキスタン北部で発生した大地震は、その地域に壊滅的な被害をもたらしたが、この被害はこの地域に活動の拠点を置くテロ組織にも打撃を与えたと見られており、この地域のテロリズムに顕著な動きは見られなくなった。

その一方で、連邦直轄部族地域内の北ワジリスタンでのテロ組織の活動は続いており、南西部のバロチスタン州では経済開発の利益が地元にもたらされないことに対する住民の不満を背景に反政府勢力の不穏な動きが生じている。

### アフガニスタン

イスラム神学生武装集団を母体とするタリバンや国際テロ組織アルカイダが拠点を置くアフ

ガニスタンでは、9・11テロ事件の指導者ウサマ・ビンラディン及び配下のテロ組織の掃討を目的とする米国軍の攻撃を受け、2001年12月タリバン政権が崩壊した。アルカイダは、その前後にパキスタンにその拠点を移したと見られている。

タリバン政権崩壊から約2年の移行期を経て2004年1月、イスラム教の伝統と民主主義を基盤とする新憲法が制定され、10月には新政権が発足した。

この新政権下で、タリバンなどの反政府勢力がテロ行為や戦闘行為を繰り返している。アフガニスタン国軍は、米軍指導の連合軍に参加し、南部及び東部で反政府勢力の掃討作戦を展開した。アフガン国家警察も増強され、テロリストや過激派の活動の取締りに重要な役割を果たすようになってきている。

NATOは、国際治安支援部隊<sup>(注2)</sup>を派遣し、2004年には、アフガニスタン北部で作戦を展開、テロリズムの抑止を支援している。

## インド

インドでは、1947年8月の独立直後からパキスタンとの国境地帯カシミールの帰属をめぐる争いが続いている。1990年頃からは、カシミール地方のイスラム過激派による分離独立運動が活発となり、1995年にはパキスタンから入り込んだとされるイスラム過激派武装組織とインド軍との間で約2か月にわたる戦闘が展開された。9・11テロ事件から3か月後の2001年12月、ニューデリーの連邦議会議事堂で武装集団の発砲事件が発生、インド政府はこの事件にパキスタンのイスラム過激派が関与していると非難、カシミール地域にインド、パキスタン両国軍隊が大規模な兵力を配置するなど、緊張が一挙に高まった。

2003年11月、カシミール紛争は停戦に入ったが、イスラム過激派はテロ活動を続け、インド

軍も掃討作戦を続けた。それが功を奏してか、カシミールにおけるテロリストの活動規模が小さくなり、2004年10月、パキスタン大統領がカシミール地方の非武装化などを盛り込んだ新和平案を提示すると、インド政府は直ちにこれを受け入れ、翌11月には、軍隊の部分的撤退を開始した。

2005年4月からは、カシミール地域を通り実効支配線（停戦ライン）を越えてパキスタンに行くバスルートが開通した。2005年10月には、実効支配線のないシアチェン氷河の兵力削減の具体化を図ることを両国外相間で合意、さらにその直後に起きたパキスタン大地震の救援復旧協力活動を介して、インドとパキスタンとの平和の構築のための努力が続けられている。

## バングラデシュ

バングラデシュは、英国からインドとともに独立したパキスタンの東の州であったものが独立したという経緯もあり、イスラム教を国教とし、人口の約89%がイスラム教徒である。現在の与党バングラデシュ民族主義党（BNP）と野党アワミ連盟（AL）の対立が激しく、テロ事件が絶えない。

2005年1月、アワミ連盟の政治集会に爆弾が投げられ、前財務相ら70人以上の死傷者が出た。アワミ連盟は、この事件に政府が関与していると非難、アワミ連盟支持者が与党の事務所に放火したり、野党によるゼネストが繰り返されるという事態に発展した。

2005年8月には、同年2月に非合法組織に指定されたイスラム過激派ジャマトウルムジャヒディン・バングラデシュが中心的な役割を演じた疑いがある同時爆弾テロ事件が全国約300か所で発生、同組織の指導者は指名手配された。

同年10月には、3か所の裁判所の法廷で爆発があり、裁判官や証人が死傷した。

このように、テロ事件が頻発する中、バング

ラデシュ政府は平和外交を積極的に展開している。2005年11月、ダッカで南アジア地域諸国連合第13回首脳会議を主催、テロ対策の協力推進、災害被害の最小化、貧困度の削減・緩和などを盛り込んだダッカ宣言の採択に尽力した。

## スリランカ

スリランカは、タミル人分離独立運動が展開され、その最も過激な推進組織タミル・イーラム解放の虎（LTTE）は武装闘争とテロ活動を繰り返してきた。2002年2月、スリランカ政府は、LTTEと無期限停戦に入り、同年9月には、LTTEの非合法化措置を解除した。その後、政府とLTTEとの政治的枠組みについての協議が続けられる一方、2004年12月のスマトラ沖地震災害に対する国際復興支援金配分メカニズムのための合意が2005年6月に得られたことを契機にかなりの歩み寄りが期待された。

しかし、2005年8月にキリスト教徒でLTTEに対し強硬姿勢をとってきた外相が暗殺され、当時の大統領がLTTEの関与を断定して非難する声明を発表、その一方で2005年11月、LTTEに対し強硬姿勢を保つ新大統領が就任したことに対してLTTEは強い反感を示す、といったように、政府とLTTEの関係は急速に悪化していった。

## ネパール

ネパールでは、2001年6月王室内の流血事件後即位した現国王による強硬な政治が続けられており、2005年2月には非常事態宣言により国王の直接統治に入った。これに対抗するネパール共産党毛沢東主義派（毛派）は、政府軍を標的とした武装闘争を展開している。2005年10月に非常事態宣言は解除されたが、議会は活動しておらず、国王の直接統治とこれに対する毛派の闘争は終息する兆しは見られない。

以上に述べたとおり、南アジアにおけるテロリズムは、ネパールにおける共産主義勢力との抗争などを例外として、主としてイスラム世界内における政治的、宗派的確執の中から生じ、あるいはイスラム勢力と他の勢力との抗争という形で生じており、国際的にその脅威を及ぼしている。

国際社会がテロリズムの抑止又は根絶に向けた取組みを強化する中で、最も注目されている国はパキスタンである。パキスタンは、「ジハード文化—これは最終的にはテロリズムという恐ろしいものに変容したが—その発展に最も貢献する要素が国家そのものにある」と評される国であることからも、国際的な協同の取組みの中心的位置を占めている。

本稿は、以上の点を踏まえ、南アジアのテロリズム対策において最も重要な位置にあるパキスタンのテロ対策を考察の対象とするものである。<sup>(注4)</sup>

## II パキスタンにおけるテロリズムと政府の対応の現況

パキスタンは、数多くの固有のテロリズム組織の活動拠点となっている。1971年ブット政権下から始まり1980年代ジアウル・ハク政権下で大きく展開されたイスラム教に基づく諸政策は、今日の深刻な問題の起源となっている。

また、旧ソ連の拡張政策に対抗する「前線の同盟国」を代表するジア將軍に公然たる支援を与えた米国の政策にもその根源の一端がある。米国政府が支援したジア將軍は、後にパキスタンの対アフガン政策、カシミール政策に大きな役割を果たすことになる保守的な宗派勢力を強化して国内の政治的正当性を獲得しようとしたからである。

パキスタンのイスラム宗派やカシミールでの戦闘を目的とした武装集団は、相互に距離をとりあい、また、国際的に展開するジハードのた

めに入国してきた外国の武装集団からも離れて、それぞれの固有の地域・分野で活動してきた。しかし、2001年9月11日の米国本土同時多発テロ事件を境に、そうした性格を一変させ、相互に連携をとって活動するようになった。

## 1 9・11事件後のテロ対策

ムシャラフ大統領は、1999年10月12日実権を掌握した後、前政権下でのテロ対策を基本的に踏襲し、拡充強化していった。

9・11事件直後にこのテロ行為を強い口調で非難するとともに、米国ブッシュ大統領に惜しめない支援と協力を約束し、直ちに以下に示すとおり、テロ対策の一層の強化に取りかかった。<sup>(注6)</sup>

(1) パキスタン全土におけるテロ防止厳戒態勢  
パキスタンは、連邦制であり、テロ対策についても、連邦政府と州政府との役割分担の明確化と連携が必要である。

連邦政府は、内務省が中心となり、広い範囲での政策ガイドラインを策定し、連邦政府閣議の決定を全土に伝え、州政府は、内務省と協議しつつ、法令を執行する、というのが一般的な政策の実施の行程である。

テロ対策でも、この行程をたどって連邦政府の政策が州に伝えられ、州の警察総監が州政府の警察部門と内務部門を率いて作戦を展開していく。連邦政府は州政府の活動報告を受けて政策の効果について評価することになる。

(2) 非合法組織の取締り

2002年1月、パキスタン政府は、ラシュカレ・タイバ(LeT)や、ジャイシュエ・モハメド(JeM)など過激派組織を非合法組織に指定し、その活動を禁止した。

LeT 及び JeM は、米国政府もテロ組織と認定、国連も「タリバンやアルカイダに属し、又

は連携している組織」<sup>(注7)</sup>として認定している組織である。

2002年1月のムシャラフ大統領の演説を受けて、約3,300人の過激派が逮捕、拘留された。しかし、そのほとんどがすぐに釈放された。拘留されたがすぐに釈放されたものの中には、LeT や JeM の創設に関与していた者もいた。それというのも LeT と JeM は、政府により非合法組織として指定された後、それぞれジャマート・アル・ダウト、クダム・ウル・イスラムに、名称を変更していたのである。

(3) 武器の保有・携行・使用の規制

反政府勢力の武装解除を含む武器の規制は、9・11事件以前からテロ対策の重要な一環として推進されてきた。2001年6月からは武装解除計画（武器回収運動ともいう）が開始され、1991年不法武器引渡法などの現行法の厳格な執行により、9・11事件をはさんで同年末までに12万5990点の不法所持の小型武器が摘発された。その経過は以下のとおりである。

2000年3月1日、公衆の面前における武器の誇示が禁止された。違反者は登録され、厳しく処罰されることとなった。

2001年2月15日、武装（武器の保有・携行・使用）免許の発行が禁止された。

2001年6月1日、武器回収運動が開始された。2001年6月5日から同20日までの恩赦期間に、8万7000点の武器が自発的に引き渡された。恩赦期間終了後は、3万8900点の武器が回収された。

恩赦期間終了後に、2万1163件の家宅捜索が行われ、2万2936件の事件が登録され、2万4081人が逮捕された。2001年末までに445件の事件が処理され（354件が有罪、91件が無罪）、1万9826件が審理中となった。

武器の認可リストが承認され、次のような整備が完了した後に、認可リストに掲げられた武

器に限定して、武装免許が交付されることとなった。

- ・ 武器販売業者のデータベースの作成
- ・ 古い武装免許記録のコンピューター入力
- ・ 既存の武装免許の再登録／再確認
- ・ セキュリティ装置のある新たな免許登録簿の導入

なお、所持を禁止された武器に関する過去の免許は取消された。

#### (4) テロリズム特別裁判所の活動の本格化及び拡充

1997年反テロリズム法で設置されることとなっていたテロリズム特別裁判所（制度等の詳細については後記参照）のうち、プンジャ州とシンド州のテロリズム特別裁判所が2002年3月24日から活動を開始した。開始から約3か月間の審理で、審理を優先された89件の事件のうち47件が処理され、28件が有罪とされた。

さらに、テロリズム取締りが最高潮に達した時の事件の急増を予測して、既存の管轄地区のテロリズム特別裁判所が増設され、また、北部ワジリスタン連邦直轄部族地域（NWFP）や南西部のバルチスタン州にも新たに設置されることとなった。

#### (5) 国境警備の強化

特にアフガニスタンとの国境トラボラ地域に重点を置いて国境警備が強化された。

疑わしい事案が発覚した場合、有効なビザを保有する外国人は、最寄りの外国人登録事務所に通報され、外国人登録規則に定めるところに従い、登録され、登録があったことを示すスタンプがパスポートに押捺される。これらの外国人は、パキスタンを出る前にも外国人登録事務所の許可を得なければならない、さらに、出国する際にも空港などで厳重な検査が行われることとなった。

#### (6) 空港警備の強化

旅客の厳格な検査及び貨物の慎重な点検の徹底、ビザの厳格な審査の推進が図られることとなった。

#### (7) 国連決議に従ったテロリズム関連資金の凍結、資金洗浄（マネーロンダリング）の抑止

国連は、テロリズムに利用される資金の流れを断つことを国際テロリズム対策の重点としてきた。パキスタン政府は、この対策で大きな実績を上げてきている。

パキスタン中央銀行は、この目的のために銀行及びその他の金融機関に対し、命令や指導を行ってきた。

国連安全保障理事会、アジア開発銀行及びパキスタン国連大使から提出されたリストに従い、パキスタン国内の銀行等はテロ行為に関与する疑いのある組織の銀行口座を凍結することが義務づけられている。

規則に違反した銀行等は、制裁を科される。資金洗浄（以下「マネーロンダリング」とする）規制の強化については、財務省、法務省、外務省、内務省、パキスタン中央銀行、証券取引委員会、汚職廃絶局及び連邦捜査局の代表者で構成するマネーロンダリング規制作業グループが設けられ、2001年12月10日、イスラマバードで最初の会合を開いた。

この作業グループに委任された事項は次のとおりである。

- ・ マネーロンダリングという用語を定義づける。問題となりうる現金の授受に利用される経路を含めシステムの盲点を確認する。
- ・ マネーロンダリングを規制するための法的枠組みを策定することを目的としてマネーロンダリング規制国際基準について検討する。
- ・ 恒常的な会計監視目的のために不審取引探知システムを銀行業界内に設け、かつ、

透明な営業上の取引を保証する明確な方針を立てる。

- ・ マネーロンダリングを阻止するためにパキスタン中央銀行内に効果的な監視システムを構築する。このシステムの主旨は、テロリズムとマネーロンダリング行為を防止し、阻止し、抑制することを目的として、規則類を作成し、その遵守を確保することである。

(これらのシステムに関する法令の規定については後記参照)

#### (8) マドラサ（イスラム学校）の統制<sup>(注9)</sup>

マドラサは、パキスタンの子女、特に国による教育施策が及ばない子女のためにイスラム教を中心とする無償の教育及び寄宿施設を提供する学校である。元は米国やサウジの資金供与を受けて建設され、1979年から1989年までのアフガン戦争の期間中、思想教育や軍事訓練の場として利用された。現在、100万人を超える者がマドラサで教育を受けているといわれているが、マドラサの多くは、今なおイスラム教の教義、思想の教授を主とした教育を行っている。そのため、イスラム過激派の養成所やジハード戦士の訓練の場となっていると指摘されてきている。

資金供与を含め政府の支援を受けているものも多く、イスラム過激派を国が支えているとする非難の根拠の一つとなっている。

米国がタリバンとの戦闘を開始して以降、パキスタンのマドラサがタリバンの育成に直接の責任がある、ということが一般的な理解であるともいえる。

しかし、マドラサのほとんどが自律的であり、非合法組織が直接マドラサを運営しているという証拠もない、という見解もある。

政府は、マドラサのシステムについて、次のような方針を定めている。

- ・ カリキュラムをより「現代的」で、「科

学的」なものに改める。

- ・ マドラサを、その規模に応じて、連邦、州又は地域の管理下に置く。
- ・ 外国人（非パキスタン人）学生のビザ要件及びその関連事項について要件を強化する。

この方針のうち、カリキュラムの改革は、イスラム教についての教育を相対化させ、ビジネスその他の将来の職業に必要な教養、知識を身につけさせ、国民の知的水準を引き上げるために最も重視されるもので、2002年1月のムシャラフ大統領の国民向け演説の中で、米国をはじめとする国際的な資金援助を得るための必須の政策目標として国民に訴えかけられた。

上記方針の一部は、2002年マドラサ登録令（2002年6月20日公布）により、登録手続きを介した以下のようなマドラサの資金監視システムとして具体化された。

- ・ 登録を受けたマドラサは、それぞれ、会計を管理し、それぞれの理事会に年次報告を提出しなければならない。
- ・ 登録を受けたマドラサは、外国から寄付金や援助金を受けてはならない。外国人学生の入学を認めてはならない。外国人教師については、有効な労働ビザと、国内滞在・活動について支障がないことについて内務省から交付される証明書（NOC）とを所持していない者を雇用してはならない。

#### (9) 宗教間調和の推進

パキスタンにおけるテロリズムの根源にあるものは、イスラム過激派の思想に見られる宗教的不寛容、そこから由来する他の宗教との間における、またはイスラム教宗派間の軋轢・確執であると見ることができよう。こうした見方からすると、パキスタン政府が9・11事件後から

実施に移してきた宗教間調和を図るための施策は、テロリズムに直接はたらきかけるものとはいえないが、テロ対策関連施策として位置づけることはできる。こうした理解にたつて、以下にこの施策について言及することとする。

2001年後半に、内務省の下に設けられた宗派間調和に関するタスクフォース（専門部会）の勧告にもとづき、連邦政府は次のような内容のアクションプラン（行動計画）を承認した。<sup>(注10)</sup>

- ・ 宗派間調和委員会を設置する。委員は、宗教相、宗教学者及び宗教組織の長とする。
- ・ 宗派間／地域社会間の調和の推進のための州レベルでの異なる宗派で構成される理事（幹部）会を設置する。
- ・ 州の情報活動調整委員会を再開する。
- ・ 州特別作業部会を設置する。
- ・ 州調停委員会を設置する。宗派間紛争に関与したと誤認された無実の者の釈放を求めるために、シーア派とスンニ派のリーダーをメンバーとする。
- ・ 宗派間調和を育む持続的なメディア・キャンペーンを開始する。
- ・ 宗派間抗争に反対する国民の合意を形成する。そのために NGO の参加を得て、公開の率直な議論を行う。
- ・ 内務省に設置された国家危機管理統御センター（NCM&CC）との調整の下で活動する組織として、宗教やセキュリティの分野で指導的立場にある者で構成されるグループを結成する。
- ・ 宗派間問題に関する全国データベースを作成する。このデータベースは、宗派の党、リーダー、活動家、犯罪、宗派間の事件等についての完璧な情報を内容とする。
- ・ 調停委員会により、他の宗派間事件と並んで、渾神法（Blasphemy law）の下での古い事件を再審理する。
- ・ モスクやその他の宗教上の場所の外で宗

教的行事を開催するには、地方行政府から事前の許可を得ることを義務づける。

- ・ 過激派の宗教指導者やその下で働く者を相手取って訴訟を提起する。
- ・ 扇動的宗教文書に対して厳格に法を執行する。
- ・ 1965年拡声器及びサウンド・アンプの規制管理令の規定を厳格に執行する。
- ・ 宗教に対する犯罪に関するパキスタン刑法第15章の規定を厳格に執行することを確約する。

#### (10) テロリズム関連情報の共有

パキスタンは、国際刑事警察機構〔インターポール〕（ICPO-INTERPOL）に加盟し、同機構の規約第32条に従い、パキスタン中央局は、パキスタン国内の様々な政府機関、各国の中央機関及び国際警察機構事務局と連携を保っている。

パキスタン中央局は、イスラマバードに本部を置き、上記機関と犯罪に関する情報の交換と情報活動の分担を行っている。また、パキスタン中央局は、国際的な犯罪防止及び国連の国際犯罪防止麻薬取締センターとの情報の共有のためのパキスタン国内の中心として位置づけられている。

1999年以降、パキスタンは e メールによる情報交換のためのインターポールの通信ネットワーク／x-100システムと連携している。

最近では、イスラマバードに派遣されている外国使節やインターポールからの照会に応じている。

## 2 2005年7月ロンドン同時多発テロをめぐるパキスタンの対応

2005年7月に英国ロンドンで起きた同時多発テロ事件は、パキスタンとの強い関連性が疑われ、イスラム社会に根をもつテロリズムの抑止についてパキスタン政府の責任を問う声が国際

社会に挙がった。

ムシャラフ大統領をはじめとするパキスタン政府首脳は、こうした国際的な疑惑、非難に応える形で、宗教過激派との戦いを改めて内外に宣言した。

ムシャラフ大統領は、7月27日、パキスタン国民に向けた演説<sup>(注11)</sup>を行い、国民が結束して、現下の難局に当たることを訴えた。その中で、国内においては、テロリズムの要因である地域社会の経済格差の解消、地域間の調和の実現、宗派間の調和の推進、過激主義の追放のための厳正な法の執行、マドラサの登録の年内完了など、これまでのテロ対策の着実な実行を約束した。

この演説と前後して、全土にわたり保安部隊によるモスクやマドラサの手入れなど過激派一斉取締りが開始され、800とも3,000ともいわれる多数の者が逮捕された。

しかし、イスラム原理主義者などの抵抗は激しく、取締りの効果について疑問視する声もある。

### Ⅲ パキスタンにおけるテロ対策関連国内法令一覧

上記のテロ対策を実施するために以下のような法令が制定され、法整備が進められている。

#### (1) 1997年反テロリズム法

テロリズムの定義、テロ組織の指定・取締り、テロリズム特別裁判所の設置、テロリズム資金規制などテロ対策の主要枠組みを定める。

この法律は、次のように幾度かの改正が行われている。

- ・1998年反テロリズム（改正）令（1998年10月24日公布）

最高裁判所による違憲判断のあったテロリズム特別裁判所制度について改正。

- ・1999年反テロリズム（第二改正）令（1999年12月2日公布）

- ・1999年反テロリズム（第三改正）令（1999年12月2日公布）

上の二つの改正は、ムシャラフ大統領が旧体制下で最高行政官に就き実権を掌握した後に行った最初のもの。

- ・2001年反テロリズム（改正）法（2001年8月15日公布）

この改正法公布の前日（8月14日）のパキスタン・デイ（パキスタン独立記念日）に大統領の国民向け演説が行われた。その演説で発表された2001年権限移行計画は、パキスタンの政治・行政機構の抜本的再編を行うものであるが、テロリズム対策のためにテロリズム特別裁判所の活用を促進することや1997年反テロリズム法の大幅な改正も盛り込まれていた。2001年反テロリズム（改正）法は、その実施の一環である。

- ・2002年反テロリズム（改正）令（2002年1月30日公布）

それまでは単独の裁判官が担当することとなっていたテロリズム特別裁判所は、この改正により3名の裁判官による合議制となり、第二の裁判官には第一級司法担当官、第三の裁判官には、パキスタン国軍将校（少佐以上）がそれぞれ就任することとなった。

#### (2) パキスタン刑法

1997年反テロリズム法で、パキスタン刑法に定める犯罪の一部がテロリズム特別裁判所の管轄下で扱うことができるとされている。

パキスタン刑法は、パキスタン国内でのテロリズム、パキスタン国境をまたいで展開されるテロリズムに関わった者は、パキスタン国民であると外国人であることを問わず、パキスタンの裁判管轄下で訴追されうると規定する。この規定は、国際テロリズムに対するパキスタン関連法令の適用範囲を定める重要な規定である。



(3) パキスタン刑事手続法

テロリズム特別裁判所の手続きも、1997年反テロリズム法に特別な規定がない限り、パキスタン刑事手続法の定めるところによる。

(4) テロリズム資金、資金洗浄（マネーロンダリング）規制関連法令

- ・健全性規則第XI号（パキスタン中央銀行規則）
- ・健全性規則第XII号（同上）
- ・銀行以外の金融機関業務に関する命令第22号（パキスタン中央銀行令）
- ・1962年銀行業令（政令）
- ・1947年外国為替規正法
- ・2002年マドラサ登録令（政令）

IV パキスタンにおけるテロ対策主要項目別関連法令の概要

1 テロリズム及び関連犯罪の定義

1997年反テロリズム法の定めるところによりテロリズム及び関連の犯罪とされた行為は、テロリズム特別裁判所の管轄事項とされる。

テロリズムの定義

「テロリズム」という用語は、1997年反テロリズム法第6条<sup>(注12)</sup>において次のように定義される。

- (1) この法律において、「テロリズム」とは、下記(2)項に掲げる「行為」を①又は②に掲げる条件下で行い、又は行おうと威嚇することという。
- ① 威嚇が政府、公衆、公衆の一部、コミュニティ若しくはセクトを強要し、脅迫し、若しくは威圧し、又は社会に恐怖の意識若しくは不安感を生じさせることを目論んだものである場合
- ② 威嚇が宗教、宗派若しくは民族に関する要因を強化する目的で行われる場合
- (2) 以下に掲げる場合の「行為」が上記(1)項に

掲げる条件を満たす場合、「テロリズム」に該当する。

- (a) 死をもたらすことを行うことに関わる場合
- (b) 人に対する重大な暴力又は人に対する重大な身体的傷害若しくは危害に関わる場合
- (c) 財産に対する重大な損害に関わる場合
- (d) 死をもたらすおそれ又は人命を危険に陥れるおそれのあることを行うことに関わる場合
- (e) 身代金を目的とした誘拐、人質をとる行為又はハイジャックに関わる場合
- (f) 宗教、宗派若しくは民族を基盤にした嫌悪及び侮辱をあおり、暴力をそそのかし、又は国内の混乱をもたらす場合
- (g) 恐慌を広めるための投石、レンガ打ち又はその他の形態の危害に関わる場合
- (h) 恐慌を広めるための宗教上の集会、モスク、教会、寺院その他のあらゆる礼拝所の放火若しくは無差別な放火に関わり、又は、モスク若しくはその他礼拝所の強制的な支配権の取得に関わる場合
- (i) 公衆の安全に重大な危機をもたらす場合、又は、一般公衆を恐れさせ、それにより公衆の外出、合法的な商取引及び日常の営業の遂行を妨げ、市民生活を混乱させることを企てたものである場合
- (j) 車両の焼打ち又はその他の重大な形態の放火に関わる場合
- (k) 金銭又は財産の強奪に関わる場合
- (l) 通信システム若しくは公共サービスに深刻な支障をもたらし、又は深刻な混乱をもたらすことを企てたものである場合
- (m) 公務の執行を強制すること又は公務の執行を控えさせることを目的とした公務員に対する重大な強要又は脅迫に関わる場合
- (n) 警察官、軍隊、民兵又は公務員に対する重大な暴力に関わる場合

- (3) 上記(2)項に掲げる行為を行うこと又は行為を行うことをほのめかす威嚇であって、銃器、爆発物その他の武器の使用に関わるものは、(1)項②号（宗教、民族に関わる要因）の条件を満たすか否かにかかわらずテロリズムとする。
- (4) この法律においてテロリズムは、非合法とされた組織を利用するための行為を含む。
- (5) この法律の第6条その他の規定に掲げる犯罪を犯した者は、テロリズムの行為で有罪とする。
- (6) この法律において「テロリスト」とは、次に掲げる者をいう。
- (a) この法律に基づくテロリズムの犯罪を犯した者及びテロリズムの行為の実行、準備若しくは扇動に関与している者又は関与したことがある者
- (b) この法律の施行の前後の如何にかかわらず、テロリズムの行為の実行、準備若しくは扇動に関与している者又は関与したことのある者もまた、上記(a)号の意味に含まれる。

### テロリズム関連犯罪

テロリズムに関連して犯罪とされる行為には、1997年反テロリズム法の本則で定めるものと、パキスタン刑法で定める犯罪のうちテロリズムに関連する行為として1997年反テロリズム法の附則（別表）に掲げられるものとがある。いずれもテロリズム特別裁判所の裁判管轄下の犯罪とされるものである。

### 1997年反テロリズム法本則で定める犯罪

- ・ 非合法とされた組織のメンバーとなること、その組織のために、支援を要請すること、集会に参加し、集会を手配し、運営し若しくは演説をすること、又は資金を調達すること（第11F条）。

- ・ 非合法とされた組織と関連する物品、シンボル、旗若しくは横断幕及びユニフォームを着用し、運び、又は展示すること（第11G条）。
- ・ テロリズムのための資金供与（第11H条～第11K条。詳細は後記参照）。
- ・ 銃器、爆発物若しくは化学兵器、生物兵器その他の武器の作成若しくは使用について訓練を行い、若しくは訓練を受け、又は、テロリズムの行為に関する訓練を行い、若しくは受けること（第21C条）。
- ・ この法律にもとづく犯罪を援助し、又は扇動すること（第21I条）。
- ・ この法律に基づく罪を犯した者をかくまうこと（第21J条）。

### 1997年反テロリズム法附則（別表）に掲げられる犯罪<sup>(注13)</sup>

- ・ 謀殺
- ・ 信仰についての悪質な侮辱
- ・ 聖人の名誉を侵害する意見の利用
- ・ 略奪、強奪
- ・ 犯罪の教唆
- ・ 犯行計画の秘匿
- ・ 死刑又は2年以上の拘禁刑に相当する犯罪の謀議
- ・ 対パキスタン戦争の実行又は未遂
- ・ 国家に対する一定の犯罪の謀議
- ・ 戦争遂行を目的とする武器の調達
- ・ 戦争遂行の幫助行為の隠蔽
- ・ 誘拐
- ・ 強奪のための集会への参加
- ・ ハイジャックの謀議

### 2 テロ組織の指定及び同組織の活動禁止並びにテロ活動のおそれのある組織の監視

- (1) 1997年反テロリズム法は、テロ組織の指定<sup>(注14)</sup>に関し次のような規定を設けている。
- ・ 連邦政府はテロリズムに関与する組織を非

合法と指定することができる（第11B条）。

- ・ 連邦政府は、テロリズムに関与していると信ずる理由がある場合には、その組織を監視下におくことができる（第11D条）。

非合法組織指定の権限に関する現行規定は、2001年反テロリズム（改正）法（2001年8月15日<sup>(注15)</sup>公布）により整備されたものであって、次のように規定されている（第11A条）。

- ・ 連邦政府は、ある組織がテロリズムに関与していると信ずる理由があるときは、その組織を非合法組織に指定することができる。
- ・ 組織がテロリズムに関与するとされる行為とは、次に掲げるものをいう。
  - (a) テロリズムの行為を実行し、又は参加すること。
  - (b) テロリズムのための準備をすること。
  - (c) テロリズムを推進し、又は激励すること。
  - (d) テロリズムに関与する組織を支援し、援助すること。
  - (e) 宗教、宗派若しくは民族の主義に対する嫌悪及び侮辱の扇動を後援し、支援すること。
  - (f) テロリズムの行為を実行する者を地位から追放し、若しくは排斥することを怠り、又はこれらの者を英雄的人物として示すこと。

### 3 テロリズムへの資金供与の禁止、不法資金の凍結又は没収、マネーロンダリングの阻止

1997年反テロリズム法は、テロリズムに対する資金供与の禁止、テロリズム及びテロリズムに対する資金供与に関連した犯罪の実行に使用されるおそれのある資産の仮差押（凍結）及び没収並びにマネーロンダリングの阻止のため、以下に掲げるような規定を置いている。

#### (1) テロリズム組織への資金供与の禁止

- ・ この法律により非合法とされた組織は、そ

の政治活動及び社会福祉活動に関係するあらゆる収支会計を提出し、連邦政府が指定する所管官庁にあらゆる資金源を開示することが命じられる（第11E条(2)項）。

- ・ 非合法とされた組織のための資金を懇請し、徴収し、又は募る行為は犯罪とする（第11F条(5)項）。
- ・ 次の行為は、犯罪とする（第11H条）
  - － 他人に金銭その他の財産を提供することを勧め、それがテロリズムを目的として使用されることを意図し、又は使用されうることを認識していたと判断する合理的な理由を有する場合
  - － 金銭その他の財産を受領し、それがテロリズムを目的として使用されることを意図し、又は使用されうることを認識していたと判断する合理的な理由を有する場合
  - － 金銭その他の財産を用意し、それがテロリズムを目的として使用されることになっていること若しくは使用されうることを知り、又はそのことを認識していたと判断する合理的な理由を有する場合
- ・ テロリズムを目的として金銭その他の財産を使用した場合、又は、金銭その他の財産を所持し、それがテロリズムを目的として使用されることを意図し、若しくは使用されうることを認識していたと判断する合理的な理由を有する場合、その者の行為は犯罪とする（第11I条）。

- ・ 他人により、若しくは他人の代わりに、テロリストの財産の保存若しくは管理の便宜を図る契約を締結し、又はその契約の関係者となり、テロリストの財産の隠匿、法の適用地からの移送、名義人への移し替えその他の行為をした場合、その者の行為は犯罪とする。

上記の規定による容疑で起訴された者は、当該の契約がテロリストの財産に関連していることを知らなかったこと又はそのことを認

識していたと判断するには合理的な理由がないことを立証して抗弁することができる。(第11K条)

(2) テロリズム及びその資金供与に関連した犯罪の実行に使用されるおそれのある資産の仮差押(第11O条)

・ 州政府から権限を与えられた係官は、以下のことを認める合理的理由を有するときは、回収した現金を差し押さえ、押収することができる。

(a) その現金がテロリズムを目的として使用されることが意図されていること。

(b) その現金が非合法とされた組織の資金源の一部若しくは全部を構成し、パキスタン国内に持ち込まれるか、パキスタンから持ち出されるかにかかわらず、当該の組織の利用のために充当され、若しくは利用に供され、又はそのことが予定されている現金を含むものであること。

(c) その現金が、「テロリストの財産」(第2条(aa)号の定義)<sup>(注16)</sup>であること。

ただし、この条に基づき差し押さえられる現金は、第11P条<sup>(注17)</sup>に基づく申請が裁判所に出され、明記された追加の期間の押収を認める命令があった場合を除き、差押の時刻から起算して48時間以内にその差押を解除しなければならない。

(3) テロリストの資産の没収

テロリズムを目的として金銭その他の財産を授受し、用意し、所持し、保管し、移送し、隠匿するなどの犯罪(第11H条～第11K条)に関与し有罪とされた者は、法律の規定(第11O条)に従い、テロリストが犯行の時に所持し、若しくは管理下に置いていた資産や、犯罪の実行に関連する給付その他の報酬として与えられることになっていた金銭その他の財産を没収されることがある。

(4) マネーロンダリング規制及び不審な金融取引の監視

マネーロンダリングの抑止に関しては、上記の1997年反テロリズム法の規定によるほか、銀行業の健全性確保に関する法令が整備されている。

パキスタン中央銀行は、1962年銀行業令により、パキスタン国内の銀行業の監督権を有する。同政令に基づき、パキスタン中央銀行は健全性規則を定め、各銀行がその活動に伴う危険性を考慮に入れた安全で健全なかたちで営業を行う枠組みを示している。これらの規則は、同政令に基づき法律と同等の効力を有する。

マネーロンダリングに関連しては、二つの健全性規則が定められている。

一つは、口座を開設しようとする者一人ひとりの真正な身元を判定し、新たな顧客からは適切な身元証明を得る効果的な手続き及び方法を定めるものである。

もう一つは、マネーロンダリングやその他の不法取引に関与しないように銀行を守るためのガイドラインを示すものである。この規則では、ビジネスが高い倫理基準に合致して行われるよう保証することに力点が置かれ、銀行が不法な行為から得られた金銭に関わると考えられる取引にサービスを提供し、または積極的な援助を提供することがないようにする基準を提示している。さらに、この規則は、顧客のステータス及びその収入源を確かめるため恒常的に口座を監視する手続きを整備することや、通常の口座運用の枠に収まらない巨額の預入れ、引出しまたは送金に関わる取引を適正なかたちで調査することを銀行に要請している。

この規則は、以上の枠組みを実効性のあるものにするために、銀行の方針や手続きの適正な執行のための職員の教育、内部監査システムの整備についても求めている。

銀行以外の金融機関の営業に関しても、同様

の規則が定められている。

マネーロンダリング及びテロリスト資金供与の取締り法案が現在（2006年3月末現在）連邦議会で審議中である。

この法案は、慈善行為を行うためには銀行口座を設け、小切手又は電子送金により資金を支出することを義務づけ、定期的な監査により慈善行為の会計検査を行わせ、資金の使用方法及び使用目的についての監視を可能にしようとするものである。

この法案は、2002年から原案が作成され、2005年6月末に連邦政府の閣議で了承されたが、その後の動きがなく、2006年2月になって、ようやく常任委員会での審議が開始された。<sup>(注18)</sup>

#### 4 テロリズム特別裁判所による迅速な裁判

##### (1) テロリズム特別裁判所の創設

テロリズム特別裁判所は、先に述べたとおり、1997年反テロリズム法の定めるところによりテロリズム及びテロリズム関連犯罪として訴追された事件について審理する裁判所である。しかし、創設当初は、以下の点で一般の裁判所との相違があり、人権団体やパキスタン法曹界からの批判を浴びた。

- ・ 実際にいつ、どの事件について審理するために設置するかは、政府の裁量による。
- ・ 裁判官の特別な在職期間(任期)はなく、政府の裁量により決定される。
- ・ この裁判所の手続きには厳格な時間制限がある。
  - 検察官の捜査期間は7日間
  - 裁判所の事実審理期間は7日間
  - 証人の召喚は禁止、2日以上 of 審理の延長は認めない。
  - 事実審理の日に関する適正な告示が新聞紙上で行われれば、被告人は欠席のまま事実審理を行うことができる。

- ・ この裁判所は、他の裁判所の事件を中止させ、この裁判所に移送させて審理を行う権限を有する。この場合も、証人の召喚を要しない。
- ・ この裁判所の有罪判決、無罪判決いずれも、それに対する上訴は、テロリズム特別上訴審判所（Anti-Terrorism Appeal Tribunals）だけが扱う。この審判所も政府の裁量で設置される。
  - 上訴は、テロリズム特別裁判所の判決から3日以内に行われなければならない。テロリズム特別上訴審判所は、上訴を受理してから7日以内に審理を終えなければならない。
  - テロリズム特別上訴審判所の決定は終局判決となる。

国際人権擁護団体アムネスティ・インターナショナルは、1997年反テロリズム法による人権侵害のおそれについて、同法制定後直ちに批判的意見を公表した。<sup>(注19)</sup>

その意見の中で、警察や軍が、「テロリスト犯罪」の現行犯を、既遂、未遂を問わず、射殺することができること、令状なくテロリスト犯を逮捕し、家宅捜査を行うことができること、といった法執行における危険性を指摘すると共に、起訴から7日以内という短期間に審理し、死刑という重大な判決も下すことができる特別裁判所が設置されたことに対して強い危惧を表明した。

パキスタン国内の法曹界でも批判的意見は強かった。

1997年反テロリズム法の規定にかかわらず最高裁判所に持ち込まれたテロリズム事件で最高裁判所は、被告を有罪としたテロリズム特別裁判所及びその裁判所の判決を支持したテロリズム特別上訴審判所の判決を支持したが、1997年反テロリズム法の特別裁判所に関する規定の大

部分が違憲であるとの判断を示した。判決理由では次のように述べられている。

- ・ テロリズム特別裁判所の裁判官は固定され、かつ在職資格も決められていなければならない。
- ・ この裁判所の裁判手続きは、通常裁判所と同じか類似したものでなければならない。証拠調べの手続きについても同様である。
- ・ この裁判所の判決に対しては、憲法で定められた上下審の関係に従い、通常裁判所に上訴することができなければならない。すなわち、テロリズム特別裁判所の判決に対する上訴は、高等裁判所及び最高裁判所で取り扱われなければならない。
- ・ 下級審裁判所の監督は、特別裁判所を含め、高等裁判所が行う。現行の通常裁判所の運用を回避するような司法制度を設けることはできない。

最高裁判所はこのように理由を説いてパキスタン政府が実現を目指す裁判の迅速化については賛同しつつも、1997年反テロリズム法の特別裁判所関連規定については違憲と判断したのである。

この最高裁判所の基本的な考えは、多数意見のイルシャド・ハサン・カーン判事の次のような見解に集約されている。

「刑事、民事いずれの裁判も迅速化することは憲法に明記された方針の原則により構想された憲法上重要な目標である。迅速化を図るために特別裁判所を設けたことは望ましいものではなく、テロリスト活動や凶悪な犯罪といった事件の迅速な処理は憲法及び法に服すべきものである。」<sup>(注20)</sup>

## (2) 1998年反テロリズム（改正）令

以上のような最高裁判所の違憲判断を受けて、1998年10月24日、以下の点について改正する政

令が制定、公布された。

- ・ テロリズム特別裁判所は存続する。判事の在職資格を定める（任期2年。その後の改正で2年半となる）
- ・ テロリズム特別上訴審判所は解散する。テロリズム特別裁判所の判決に対する上訴は高等裁判所が扱う。
- ・ 欠席裁判は、通常の裁判手続きによるものに改める。

この改正は、ムシャラフ現大統領が最高行政官に就いて実権を掌握する前に行われたものであったが、同大統領は、前政権の政治指導者の不法行為の裁判や、自ら行ったクーデタの正当化のために、前政権下の反テロリズム体制を利用していった。

しかし、クーデタの正当化には成功したが、テロリズム特別裁判所の運営に当たり、裁判を急ぐあまり裁判手続き上過誤が生じるなどして、初期の迅速で効果的な裁判の実現という目的は達成することができなかった。

現大統領が最高行政官に就任し実権を掌握した後、1999年12月2日には、テロリズム特別裁判所の管轄下の犯罪の範囲を拡大する1999年反テロリズム（第二改正）令とテロリズム特別裁判所を追加新設する1999年反テロリズム（第三改正）令が公布され、反テロリズム体制の強化が図られた。

しかし、前記の最高裁判所判決や、9・11事件がなければこの反テロリズム体制はそれほど長く存続することはなかったであろうとの評価<sup>(注21)</sup>を見ると、根本的な問題を抱えたまま強化された体制の前途について楽観的な見通しは許されないであろう。

## (3) 2002年反テロリズム（改正）令（2002年1月30日）

9・11事件の年が明けた2002年1月30日、ム

シャラフ大統領の国民向け演説で打ち出されたテロ対策強化の一環として、テロリズム特別裁判所の強化を図るため1997年反テロリズム法を改正する政令が制定、公布された。

その主な改正点は次のとおりである。<sup>(注22)</sup>

- ・ 単独の裁判官による反テロ裁判所を3名の裁判官による合議制とする。
- ・ テロリズム特別裁判所の裁判官は、高等法院、定期開廷制裁判所、臨時開廷裁判所の裁判官が就任することに変更はないが、改正後は、これらの裁判官に第二及び第三の裁判官が付くことになる。

第二の裁判官には、第一級司法担当官(Judicial Magistrate first class)、第三の裁判官には、パキスタン国軍将校(少佐以上)が、それぞれ就任する。

この改正の背景には、テロリズム特別裁判所が十分に機能しているとは全くいえないという認識があった。裁判所の規模を拡大し、増加する事件に対応する能力を確保する、という狙いと、軍人を裁判官に加えることにより、文官の裁判官が、審理の速度を高め、テロリストを処罰するという任務の緊急性をより直接的に認識するようになることが想定されていた。

この改正は、影響を受ける関係者、特に裁判官からの激しい非難を招き、ラホール裁判官のボイコット、多数の違憲審査訴訟といった事態にまで発展した。

この問題についてのその後の展開は、情報が少ないこともあり、詳らかではない。

## V パキスタンにおけるテロ対策の今後の展望

これまで展開されてきたパキスタン政府のテロ対策の効果について、懐疑的な見方が多い。

内外のメディアなどを通じて流されている次のような報告は、こうした見方を裏付けている。

- ・ 2005年12月31日を期限とするマドラサの登

録は、多くのマドラサが行っていないと見られており、退去命令に応じない外国人学生も多い。<sup>(注23)</sup>

- ・ 連邦直轄部族地域における武装勢力の訓練施設が依然として健在で活動を続けており、2006年3月1日には、2003年からこの地区に駐留しているパキスタン軍との間で激しい戦闘が生じている。<sup>(注24)</sup>

・ 2005年12月14日バロチスタン州でムシャラフ大統領が現地視察を行っていた時に行われたロケット弾攻撃は、バロチスタン解放軍(BLA)によるものであるが、BLAは、アルカイダやタリバンと関連を有していると思われる。<sup>(注25)</sup>

- ・ バロチスタン州における人権侵害の事態が2005年12月のムシャラフ大統領暗殺未遂事件を契機とする政府のテロリスト掃討作戦の展開により深刻化した。こうした事態は、この地域の深刻な経済発展の遅れ、大規模な天然資源開発の利益が地元には及ばないことに対する不満により、増幅されている。<sup>(注26)</sup>

パキスタン政府が整備してきたテロ対策が十分な効果をもたらしていないことの背景には、現政権がイスラム系政党の支持を得なければならないため、政策を強硬に実施していくというわけにはいかない事情がある。また、テロリズムの根源であるイスラム社会内の宗派、党派の確執、貧困問題、経済的・地域的格差など、長期的な困難な課題がある。

パキスタンのテロ対策の成否を評価するまでには長い道のりが必要とされる。

## 注

\*本稿で使用したインターネット情報は、2006年3月31日現在のものである。

(注1)「南アジア諸国」とは、アフガニスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、インド、ネパール王国、ブータン王国、パキスタン・イス

ラム共和国、スリランカ民主社会主義共和国及びモルディブ共和国をいうが、テロリズムに関する本稿では、以下の理由からブータンとモルディブは取り上げない。

- ・ブータンでは、インドからの独立を求めるボド人過激派組織であるボドランド国民民主戦線（NDFB）やアッサム統一解放戦線（ULFA）などがブータンに拠点を置いて活動をしていた。ブータン政府は、2003年12月からULFAを手始めに掃討作戦を開始し、2004年1月には主な反政府組織の追放にほぼ成功したと発表した。現在では関連の軍事行動は実質的に終了したとされている。
- ・モルディブは、イスラム教（スンニ派）を国教としているが、テロリズムに関連して特に問題となる事項は見当たらない。

（注2）International Security Assistance Force. 北大西洋条約機構（NATO）軍が中心となった国際部隊。イギリスなど主要国が一定期間交替で指揮をとる。

（注3）Aarish Ullah Khan “*The terrorist threat and the policy response in Pakistan*” (Stockholm International Peace Research Institute [SIPRI] Policy Paper No.11) September 2005, p.29.

（注4）南アジアのテロリズムについては、K.Alan Kronstadt, Bruce Vaughn “Terrorism in South Asia” Updated August 31,2005, (CRS Reprt for Congress, RL32259) を参照されたい。この報告書は、米国国務省 <<http://fpc.state.gov/c4763.htm>> から入手することができる。

（注5）ムシャラフ大統領が9・11事件後のテロ対策として、米国政府への支援を強調した背景には、9・11事件後に米国政府からパキスタン政府に暗黙裡に次のような要請があったからと見られている。

- ・アフガニスタンのタリバン政府との紐帯を断つこと。
- ・米国のアフガニスタン攻撃計画に関する援助を行うこと。

- ・想定される過激派脱落者がパキスタン国内の過激派から生じやすいように措置を講じること。
- ・パキスタン国内のイスラム過激派の暴力を抑えること。
- ・カシミール問題に関連してジハード及びテロリストの活動に対してパキスタンが国として行っていると疑われている支援を阻止すること。

以上のことの見返りとして、米国政府は次のことを約束した。

- ・国際社会（特に国際金融機関との関連で）における立場を改善しようとするパキスタンの努力を支援する。
- ・ムシャラフ政権下の軍事体制に「民主化」を推進するよう過大な圧力をかけないようにする。
- ・カシミール問題については新たな視点で考える。

以上のような暗黙の了解は、あくまでも、米国の反テロ政策に反しない限りにおいてパキスタンをテロリスト擁護を口実に攻撃したりはしない、ということであることは明らかであった。

こうした米国の要請にムシャラフ大統領は容易に応じることができたと見られている。その理由には次のようなことがあったと推測されている。

- ・ムシャラフ大統領は、すでに国内のイスラム過激派による暴力を対象とした取締り政策をとっていたが、それも、前政権からそのまま受け継いだものであって、特に新たな政策を加える必要はなかった。
- ・ムシャラフ大統領にとって国際社会からの要請に応える形の措置であれば、そうした措置を講じることが、それまでムシャラフ政権下の軍事体制における人権状況について浴びせられていた国際的非難をかわすことができるとの判断もあった。

Charles H. Kennedy “The Creation and



Development of Pakistan's Anti-terrorism Regime, 1997-2002", which is appeared as Chapter 16 in Satu P. Limaye, et al edit. *Religious Radicalism and Security in South Asia*. Honolulu, Hawaii; Asia-Pacific Center for Security Studies, Spring 2004, pp.404-405.

(注 6) 本文Ⅱ-1 の記述は、国連安全保障理事会テロリズム対策委員会に国連決議1373号に基づきパキスタン政府が提出した以下に掲げる報告に掲載されたデータに基づく。

- ・ Report of the Islamic Republic of Pakistan to the UNSC Counter Terrorism Committee on Implementation of UNSC Resolution 1373 (S/2001/1310)
- ・ Additional Information requested by Chairman of the Counter-terrorism Committee (S/2002/797)
- ・ Supplementary report of Pakistan to the Counter-Terrorism Committee of the Security Council (S/2003/307)
- ・ Pakistan's interim response to the Counter-Terrorism Committee of the UN Security Council (S/2004/21)
- ・ Fifth Report by Pakistan to the Counter-Terrorism Committee (S/2005/524)

(注 7) 2002年 1 月のムシャラフ大統領の演説英語テキストは、South Asia Terrorism Portal(南アジア・テロリズム・ポータル) <<http://www.satp.org>> のパキスタン・ドキュメント・サイトから入手することができる。

(注 8) State Bank of Pakistan が、中央銀行であり、パキスタン国内の銀行等の監督官庁。国内の銀行以外の金融機関(Non-Banking Financial Institutions (NBFIs) も監督対象とする。

(注 9) マドラサの歴史、現状、問題点の詳細については、Christopher M.Blanchard "Islamic Religious Schools, Madrasas: Background" Updated January 10,2006, (CRS Report for Congress, RS21654) を

参照されたい。この報告書は、米国国務省 Web サイト (前掲注 4 参照) から入手することができる。

(注10) この行動計画については、国連安全保障理事会テロ対策委員会に提出された第一報告に記述があるにすぎず、その記述からは、関連の決定等の日時は明らかではない。

(注11) 2005年 7 月21日のムシャラフ大統領の演説英語テキストは、南アジア・テロリズム・ポータル (前掲注 7 参照) から入手することができる。

(注12) 第 6 条の定義は、2001年反テロリズム (改正) 令 (2001年 8 月14日) により改正された。本稿の記述は、この改正後の規定についてのものであるが、同令のテキストは入手できなかったため、主として国連安全保障理事会にパキスタン政府が提出した資料 (前掲注 6 参照) に依拠している。

(注13) 現行法の別表に掲げられている犯罪のうち、上から 4 つの犯罪 (謀殺、信仰についての悪質な侮辱、聖人の名誉を侵害する意見の利用、略奪強奪) は1997年法制定当初に掲げられたもので、それ以下に掲げるものは、1999年12月 2 日反テロリズム (第二改正) 令で追加されたものである。

(注14) 1997年反テロリズム法全文テキストは入手できなかったため、規定の表現は確認できない。関連の論文記事からも見出すことはできなかった。本稿の記述は、Kennedy ,op.cit.(5),p.403に依拠している。

(注15) 2001年反テロリズム (改正) 法全文テキストは入手できなかったため、本稿の記述は、Kennedy p.404に依拠している。(Kennedy も、Dawn 紙に掲載された記事からの引用に依拠している)

(注16) この規定のテキストは入手できず、かつ、関連の文献にも関連の記述が見当たらないため、規定の文言または表現は不明である。

(注17) 第11P 条は、出所の捜査が完了しない現金の押収の継続を裁判所に申請することができるという規定である。

(注18) この間の事情は、以下の記事による。

- ・ “NA panel approves Companies Amendment Bill,2005” *The News International*, 2006.2.26. <<http://www.jang.com.pk/thenews/>>
- ・ Uzma Zafar “Cabinet OKs law to curb money laundering”, *The Daily Mail*, 2005.6.30. <<http://www.dailymailnews.com/>>
- ・ “Pak-Swiss anti-money laundering law on the cards: Dr Salman” *The News International*, 2005.5.25. <<http://www.jang.com.pk/thenews/>>
- ・ Arshad Sharif “Anti-money laundering law being vetted” *Dawn*, 2004.4.26. <<http://www.dawn.com/>>

(注19) “Pakistan legalising the impermissible: The new anti-terrorism law”, October 1997, (ASA 33/34/97)

(注20) Kennedy, op.cit.(5)、p.392

(注21) Kennedy, Ibid., pp.401-402

(注22) Kennedy, Ibid., p.408

(注23) アルジャジーラ NET 英語版 (2005.12.30)  
<<http://english.aljazeera.net/>>

(注24) *The News International*, 2006.3.2., 2006.3.5.

(注25) *The News International* 2005.12.23

(注26) Amnesty International, Public Statement  
(ASA33/004/2006 (Public) News Service  
No.038, 10 Feb. 2006) <<http://www.amnestyusa.org>>

#### 参考文献 (注に掲げるものを除く。)

- ・ South Asia Intelligence Review (SAIR)  
2000年3月に立ち上げられた南アジア・テロリズム・ポータルを通じて2002年7月から毎週1回発信されている南アジア地域のテロリズム事情を伝える電子情報

(つちや けいじ・専門調査員)